

東京圏から板倉町への移住でもらえる 板倉町移住支援金

東京圏から板倉町に移住し、チェック1から4の全ての条件を満たすかたに、

単身 **60万円** 世帯 **100万円** 18歳未満一人につき **30万円**

を支給します。

対象となるかた

チェック1から4の全ての要件を満たすかたに、上記の金額を支給します。



チェック1

移住前の要件として、下記①から③のいずれかの要件を満たすかた

①在住
移住前の10年間のうち、
通算5年以上、
東京23区内に在住している

②通勤
移住前の10年間のうち、
通算5年以上東京圏に在住し、
東京23区内に通勤している

③在住＋通勤
移住前の10年間のうち、
①＋②を合算して
通算5年以上になる

※東京圏とは、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のことです。（条件不利地域を除く）

※通勤期間には、東京23区内の大学、短大、専門学校等への通学期間も加算できます。



チェック2

移住直前の1年間、連続して東京23区内に在住、
または、東京圏に在住で東京23区内への通勤をしているかた



チェック3

移住後の要件として、下記①から⑤のいずれかを満たすかた

①就業(一般)
群馬県などの
マッチングサイ
トに掲載された
求人に応募し採
用された

②就業(専門人材)
内閣府が実施す
る専門人材事業
を利用し、新規
就業した

③起業
群馬県が実施す
る企業支援金事
業に応募し、起
業支援金の交付
決定を受けた

④テレワーク
移住前の仕事
を、移住後も
テレワークで
継続している

⑤関係人口
板倉町にふるさと
納税をした、居住
歴・通勤歴がある、
または親族が居住
していて、各種要
件を満たす



チェック4 申請から5年以上、板倉町に居住する意志があるかた

以下の場合には返金対象となりますので、ご注意ください。

- ・5年以内に他市町村へ転出する
- ・虚偽の申請をする
- ・1年以内に辞職する（チェック3①②就業の場合）
- ・起業支援金の交付決定を取り消される（チェック3③起業の場合）

【申請・お問合せ先】※申請前に必ずお問合せください。

板倉町役場企画財政課 企画調整係

〒374-0192

群馬県邑楽郡板倉町大字板倉2682-1

電話 0276-82-6125（直通）

メール k-kikaku@town.gunma-itakura.lg.jp



町HPはこちら